

組合功労者表彰規定

- 第1条 本規定は組合規約第51条第1項に基づき組合員の功労に関する取扱いを規定する。
- 第2条 表彰方法は、本部・支部の役職を点数制にし、一定の基準に到達した人を結成10周年毎の大会で表彰することとし感謝状、並びに金一封又はこれに相当する記念品を贈呈する。
但し、該当者が10周年毎の大会の途中で退職等の事由により本組合を脱退する場合は支部の申請に基きその都度大会にて表彰する。
- 第3条 点数制の基準は次の通りとする。
- | | |
|-----------|----|
| 中央執行委員長 | 6点 |
| 〃 副委員長 | 5点 |
| 〃 書記長 | 5点 |
| 〃 書記次長 | 5点 |
| 〃 委員(専従) | 4点 |
| 〃 委員(非専従) | 3点 |
| 中央議長団 | 1点 |
| 支部 支部長 | 3点 |
| 〃 副支部長 | 2点 |
| 〃 書記長 | 2点 |
| 〃 執行委員 | 1点 |
- 各点数はいずれも1期につきとし、通算するものとする。(兼務の場合は上位役職の点数とする)
- 第4条 表彰内容は次の通りとする。
- | | |
|-------|-------------------|
| 20点以上 | 30,000円相当の記念品と感謝状 |
| 30点以上 | 40,000円相当の記念品と感謝状 |
| 40点以上 | 50,000円相当の記念品と感謝状 |
- 但し、未表彰部分は加算し表彰する。
- 第5条 この規定は昭和48年7月1日より制定するも、運用は昭和29年の組織単一化に遡及して行うものとする。

(H2.8改定) (H.5.8改定) (H21.8改定)